

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正
する規則のあらまし

- 1 負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族から公務又は通勤により生じた災害についての申出があった場合も、実施機関は、その指定する者に、速やかに報告させなければならないことを明確にします。
- 2 実施機関は、報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定した場合は、その旨を負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族に通知しなければならないことを明確にします。
- 3 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、災害の認定等について不服がある者は、実施機関に対して、審査の申立てをすることができる旨を教示することを明確にします。
- 4 この規則は、公布の日から施行します。